

当所の新型コロナウイルス感染症への対応について

令和3年2月8日

緊急事態宣言の期間延長に伴い、当所の取り組みについての対応期間を3月7日まで延長させていただきます。

1月7日、政府は、新型コロナウイルスの感染が拡大している、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を対象とした緊急事態宣言の発令を決定しました。

これに先立ち神奈川県では、県民に対し生活に必要な場合を除いて、徹底した外出自粛を要請。特に、20時以降の不要不急の外出は自粛していただくよう、強く要請しております。

1月12日から3月7日までの間は、全県の全ての飲食店・カラオケ店を対象に、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとしていただくよう要請しております。

イベントについては、5,000人以下かつ収容率50%以内での実施を要請し、1月8日以降の新規販売分に適用しております。

職場では、「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務等をお願いいたします。(県からの要請概要)

この緊急事態宣言の発令ならびに神奈川県からの要請を踏まえ、当所では1月15日からの出勤体制等について、以下のとおりいたします。

【対応期間】

令和3年1月15日～3月7日(緊急事態宣言の期間延長に伴い延長)

*感染状況等に応じて対応期限を変更する場合があります。

【1. 事業の実施について】

昨年4月の緊急事態宣言の時のように、中止や延期を繰り返すのではなく、これまで学んできたことをもとに、リアルで行う事業(会議・セミナー・講演会等)をオンラインに切り替えたり、そのままリアル開催の方が効果的なものは感染対策を更に徹底してリアル開催(規模縮小など)するなど、工夫して実施します。(収容率50%以内 原則夜間は、20時まで)

【2. 事務局員の出勤等について】

(1)出勤について

・感染リスクの回避とともに、この機会に働き方改革を推進するため、分散出勤による時差出勤やテレワーク(在宅勤務)の実施並びに休暇(有給等)の取得を効果的に組み合わせ、チーム単位の事務所への出勤率の目標を原則50%以下とします。

・出勤者の業務時間は、原則8:30～17:00とします。時差出勤の場合は9:30～18:00とします。

(2)出張及び巡回

・原則禁止としますが、業務上・施策普及上必要な場合は、最小限の期間・人数とします。

【3.その他】

(1)来客・訪問について

・できるだけ 30 分以内での相談とすることを相手に了承を得たうえで、次回以降はオンラインツール、電話、メールを活用して対応します。

(2)懇親会について

・業務では禁止、プライベートは自粛します。

(3)体調管理

- ・発熱等の風邪症状がある場合は、出勤を見合わせます。
- ・家族間での濃厚接触者の疑いがある場合は出勤を見合わせます。
- ・以下のような症状がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談します。
 - 呼吸困難、倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(4)感染防止対策

・個人での感染防止対策が極めて重要なため、来館者並びに職員は手洗い、手消毒、マスク着用等を、引き続き徹底します。来所する際はマスク着用、入館時に手指の消毒と検温を実施いたします。

- ・検温・体調管理を行い、37.5度以上や体調不良の方の来会をご遠慮ください。
- ・3つの「密」 密閉・密集・密接を念頭にした行動をお願いいたします。